

# 福岡県公報

令和3年1月19日  
第 168 号

## 目 次

### 告 示 (第40号 - 第50号)

- 道路の区域の変更 (道路維持課) ..... 1
- 道路の供用の開始 (道路維持課) ..... 1
- 道路の供用の開始 (道路維持課) ..... 1
- 道路の供用の開始 (道路維持課) ..... 2
- 道路の供用の開始 (道路維持課) ..... 2
- 道路の供用の開始 (道路維持課) ..... 2
- 道路の供用の開始 (道路維持課) ..... 2
- 道路の供用の開始 (道路維持課) ..... 3
- 道路の供用の開始 (道路維持課) ..... 3
- 道路の供用の開始 (道路維持課) ..... 3
- 道路の供用の開始 (道路維持課) ..... 3

### 公 告

- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ..... 3

## 告 示

### 福岡県告示第40号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年1月19日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
田 川 県 道		英彦山 香 春 線	前	田川郡香春町大字柿下 1330番1先から 田川郡香春町大字中津原 303番1先まで	6.4 ～ 17.0	1,054.8	
			前	田川郡香春町大字柿下 1330番1先から 田川郡香春町大字中津原 303番1先まで	10.5 ～ 59.0	1,888.0	うち県道 田川犀川 線重用延 長 735.3 メートル
			後	田川郡香春町大字柿下 1330番1先から 田川郡香春町大字中津原 303番1先まで	6.4 ～ 17.0	1,054.8	
			後	田川郡香春町大字柿下 1330番1先から 田川郡香春町大字中津原 293番30先まで	10.5 ～ 59.0	1,940.0	うち県道 田川犀川 線重用延 長 735.3 メートル

### 福岡県告示第41号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年1月19日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年1月19日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間
田 川	英彦山 香 春 線	田川郡香春町大字中津原272番1先から 田川郡香春町大字中津原293番30先まで

### 福岡県告示第42号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年1月19日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年1月19日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	安谷赤谷線	朝倉市佐田2026番1先から 朝倉市佐田2032番1先まで

#### 福岡県告示第43号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年1月19日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年1月19日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	安谷赤谷線	朝倉市佐田1664番1先から 朝倉市佐田1664番3先まで

#### 福岡県告示第44号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年1月19日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年1月19日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	安谷赤谷線	朝倉市佐田1256番1先から 朝倉市佐田1266番1先まで

#### 福岡県告示第45号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年1月19日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年1月19日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	安谷赤谷線	朝倉市佐田830番1先から 朝倉市佐田724番1先まで

#### 福岡県告示第46号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年1月19日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年1月19日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	安谷赤谷線	朝倉市佐田498番1先から 朝倉市佐田496番1先まで

**福岡県告示第47号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年1月19日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年1月19日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	安谷赤谷線	朝倉市佐田483番1先から 朝倉市佐田483番2先まで

**福岡県告示第48号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年1月19日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年1月19日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	安谷赤谷線	朝倉市佐田228番2先から 朝倉市佐田227番1先まで

**福岡県告示第49号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年1月19日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

令和3年1月19日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	安谷赤谷線	朝倉市佐田425番1先から 朝倉市佐田428番15先まで

**福岡県告示第50号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年1月19日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年1月19日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	八女香春線	八女市長野234番1先から 八女市長野1816番1 + 1816番2先まで

**公 告****公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年1月19日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称  
糟屋郡粕屋町酒殿三丁目635番1
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名

糟屋郡粕屋町大字内橋556番地1 507号  
黒田 真由美